「光の道」構想に関する意見

意見提出元 個人

意見項目

1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。

意見内容

- ・超高速ブロードバンド基盤の整備は、ブロードバンドサービスの 提供の手段であり、目的ではない。従って、媒体を光に固定化 する意味が希薄である、無線、同軸、メタル等の活用により、 構築費用の抑制も考慮すべきである。
- ・100%達成には、限界集落の問題もあり、中山間地の状況を加 味しながら、エリヤ拡大をしていかないと、100%達成した一方 で住人が居なくなっては不要の設備を構築することに危惧す る。
- ・他方、上記と同数程度の光未整備である、都市部の集合住宅 は、住民数、世帯構成や投資効率の点から、光化が急務であ る。そのための法整備(通信事業者だけでなく、住宅所有者が 棟内光を構築、維持していく)等を含め、早期の 100%化を要 望する。
- 2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向 上させるためには、低廉 な料金で利用可能となる ように、事業者間の公正 競争を一層活性化する ことが適当と考えられる が、NTTの組織形態の 在り方も含め、この点に ついてどのように考える か。
- ・事業者間の公正競争の活性化→低廉な料金→利用率向上とい うのは、一つの意見ではあるが、不要なサービスは、無料でも使 われない。加入率、使用率の低さは、料金だけでなく「使いたい 場所で使いたいと思うサービス」の不足が最大原因である。iーp odの普及がその好例であろう。
- 事業者間の公正競争を一層活性化することは賛成であるが、そ れは、サービス上での競争であり、基盤設備を構築するより、借 りるほうが投資リスク的にも有利になるまで設備開放されている 現状を鑑みると、設備とサービスの分離をしたところで、サービス の更なる提供が進めるとは思えない。
- ・したがって、NTTの経営形態のあり方は、世界的視野からの多 面的検討の上で行い、公正競争の一面から単純に検討すべきで はないと考える。